

毎週火・金曜日発行（但休日に当りきは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示  
保安林指定の解除予定  
土地改良区役員の就任  
ひな白痢検査の実施  
鳥取県標準複合肥料の改正  
土地の公用廃止
- ”  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録  
昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加更正予算  
等の公表  
争議行為の公表
- ◇人委規則  
職員の特種勤務手当の支給に関する規則  
の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第六百十四号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 気高郡青谷町大字井手字海平三八五ノ三、三八五ノ四、三八五ノ六、三八五ノ七、三八五ノ八、三八五ノ九所在の保安林

指定の目的 風害の防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所 青谷町長 井島英己 氏

- 二 八頭郡八東町大字穂谷字浅見谷七八二所在の保安林

指定の目的 なだれの防止

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所 八東町長 篠田吉雄 氏

三 米子市上福原字北浜沖開一、七九八ノ二所在の保安林  
 指定の目的 潮害の防備  
 解除の理由 指定理由の消滅  
 申請者住所 東京都新宿区四谷一丁目二二  
 氏名 伊坂 博

鳥取県告示第六百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、服部土地改良区から次のように役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理事 太田 勝義 倉吉市服部四四四  
 " 太田 稔 " 四四〇  
 " 大田 武雄 " 三二一

山本 峯義 " 三二七  
 大田 一志 " 三二四  
 城内 順次 " 三四一  
 監事 吉田 基明 " 三二八  
 大田 勇 " 三五〇  
 昭和三十六年八月二十八日第一回総会において総選挙の結果当選し同日就任、任期三年

鳥取県告示第六百十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため  
 二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。  
 四 実施の期日 別表のとおり  
 五 注射、検査及び駆除の方法  
 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月三十一日	鳥取市湖山町新田	太田種鶏場
十一月二日	" " 島川	溝口 "
" "	" " 浜	奥村 "
" "	" " 新川	影井 "
" "	" " 堀越	中原 "
" "	" " 卯垣	馬淵 "
" "	岩美郡津ノ井村余戸	谷口 "
四日	鳥取市足山	田辺 "
六日	岩美郡国府町奥谷	西村 "
" "	岩美町大谷	田中 "
" "	" 本庄	中島 "

" 八日 " 国府町国分寺 横河 "  
 " " " " 西村 "  
 " 九日 鳥取市本高 増田 "

鳥取県告示第六百十七号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号(鳥取県標準複合肥料の設定について)の一部を次のように改正し、昭和三十六年十月二十七日より施行する。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一)中(1)を次のように改める。  
 (1) 鳥取県標準複合肥料 水稻第五号

原料の種類	原料の使用割合 (パーセント)	保証成分量 (パーセント)	施用方	水	
				適用地域	適用作物
硫酸アンモニア	四二・〇	窒素全量 内アンモニア性窒素八・九	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	山間地帯	稲
過りん酸石灰	三六・〇	りん酸全量 内可溶性りん酸六・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	山間地帯	稲
塩化加里	一一・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	山間地帯	稲
植物油かす類	一〇・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	山間地帯	稲
植物油かす類	二〇・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	山間地帯	稲
硫酸アンモニア	三七・〇	窒素全量 内アンモニア性窒素七・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	火山灰地帯	稲
過りん酸石灰	二一・五	りん酸全量 内アンモニア性窒素七・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	火山灰地帯	稲

(1)中(8)を次のように改める。  
(8) 鳥取県標準尿素複合肥料

水稲尿素第一号

備 考  
代用又は併用のできるもの

施用方  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、

原料の種類	原料の使用割合 (パーセント)	保証成分量 (パーセント)	施用方	水	
				適用地域	適用作物
硫酸アンモニア	四二・〇	窒素全量 内アンモニア性窒素八・九	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	千代川平坦部	稲
過りん酸石灰	三六・〇	りん酸全量 内可溶性りん酸六・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	千代川平坦部	稲
塩化加里	一一・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	千代川平坦部	稲
植物油かす類	一〇・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	千代川平坦部	稲
植物油かす類	二〇・〇	加里全量 内水溶性加里四・四	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	千代川平坦部	稲
硫酸アンモニア	三七・〇	窒素全量 内アンモニア性窒素七・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	天神川平坦部	稲
過りん酸石灰	二一・五	りん酸全量 内アンモニア性窒素七・六	施用量(一〇アール当り) 元肥 九四〇 追肥 四〇〇	天神川平坦部	稲

(1)中(3)を次のように改める。  
(3) 鳥取県標準複合肥料

水稲第六号

備 考  
代用又は併用のできるもの

施用方  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、  
この複合肥料は地方の維持増進を目的として、特  
に有機質を多く使用して、  
山間部はこの複合肥料に代り、

計	一〇〇・〇	(4) 火山灰土地帯は、この複合肥料に燻成りん肥を一〇キログラムほど増用すること。
適用作物	適用地域	
水 稻	全 県	
	原料の種類	備
	代用又は併用のできるもの	考

(一)の四中「鳥取県標準複合肥料早期第一号」を「鳥取県標準複合肥料水稻特号」に改める。

鳥取県告示第六百十八号

次の土地は、昭和三十六年十月二十四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

地目又は品目

面積又は数量(坪)

西伯郡大山町神原字下右神原二九番一地先

農道敷

五五、九二

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百十九号

次の土地は、昭和三十六年十月二十日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量(坪)

米子市車尾字倉敷一、二四五番ノ五地先 農道敷 二、七九

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第六百二十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年十月二十日変更登録した。

昭和三十六年十月二十七日

登録番号

名 称

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者氏名

摘

要

鳥取県知事登録 (一)第五五一号

三朝建設(株)

東伯郡三朝町本泉

(新)長谷川 義男

第五〇四号

聖建設(株)

鳥取市西町一一九

山住 達雄

若桜出張所新設 八頭郡若桜町若桜四七四

第六三二号

(有)石本組

行徳八二の二八

石本 一夫

郡家出張所新設 八頭郡郡家町郡家

鳥取県告示第六百二十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、





00650

5	中海日野川総合開発調査費	28	歳出合計	200
6	広報活動費	274		
7	渉外諸費	655		
8	繰入金	4,126		
	歳出合計	845,348		
昭和36年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加更正予算				
歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
1	事業収入	79	1	事業収入
1	事業収入	79	1	事業収入
	歳入合計	79		歳入合計
歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
1	事業費	79	1	事業費
1	事業費	79	1	事業費
	歳出合計	79		歳出合計
昭和36年度特別会計中央病院事業費歳入歳出追加更正予算				
1	県立学校実習費	200	1	県立学校実習費
1	県立学校実習費	200	1	県立学校実習費
	歳入合計	200		歳入合計
昭和36年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加予算				
歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
1	繰越金	200	1	繰越金
1	繰越金	200	1	繰越金
	歳入合計	200		歳入合計

00651

1	使用料及手数料	1,532,000	1	一般会計繰入金	126
1	使用料	1,532,000	4	繰越金	26
	歳入合計	1,532,000	1	前年度繰越金	26
			6	財産収入	266
			1	財産収入	266
				歳入合計	418
1	県立病院費	1,532,000			
1	病院費	1,532,000			
3	看護婦養成所費	—			
1	看護婦養成所費	—			
	歳出合計	1,532,000			
			2	諸支出金	10
			1	繰入金	10
				歳出合計	418
昭和36年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出追加予算					
歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
1	繰入金	126	1	繰入金	126
1	繰入金	126	1	繰入金	126
	歳入合計	126		歳入合計	126
昭和36年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出追加予算					
歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
1	繰入金	126	1	繰入金	126
1	繰入金	126	1	繰入金	126
	歳入合計	126		歳入合計	126

00652

款項	科目	目	今回追加 (更正)	予算額 千円	昭和36年度鳥取県電気事業会計追加更正予算 (収益の収入及び支出)	追加予定額 千円
1	国庫支出金		4,000	4,000		
2	繰入金		4,000	4,000		
1	一般会計繰入金		4,000	4,000		
3	償還金		42	42		
1	償還金		42	42		
4	繰越金		315	315		
1	前年度繰越金		315	315		
5	雑収入		546	546		
1	雑収入		546	546		
歳入合計			8,903	8,903		
歳出						
1	中小企業振興資金助成事業費		8,903	8,903		
1	中小企業振興資金助成事業費		8,903	8,903		
歳出合計			8,903	8,903		
昭和36年度鳥取県歳入歳出追加予算 (8月18日専決)						
3	地方交付税					4,500

00653

款項	科目	目	今回追加 (更正)	予算額 千円	昭和36年度鳥取県歳入歳出追加予算 (9月19日専決)	追加予定額 千円
1	地方交付税		4,500	4,500		
7	国庫支出金		9,098	9,098		
1	国庫負担金		9,098	9,098		
歳入合計			13,598	13,598		
歳出						
8、	産業経済費		13,598	13,598		
4	水産業費		13,598	13,598		
歳出合計			13,598	13,598		
昭和36年度一般会計歳入歳出追加予算 (9月19日専決)						
1	地方交付税					51,406
12	国庫負担金					19,000
1	国庫負担金					19,000
歳入合計						74,052
歳出						
4	土木費					74,052
6	災害復旧費					72,302
7	建築費					1,750
歳出合計						74,052
昭和36年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算 (9月19日専決)						
4	国庫支出金					1,865
1	国庫負担金					1,865



00654

入合計	1,865
歳入	
歳出	
1 災害救助費	1,865
1 災害救助費	1,865
歳出合計	1,865

鳥取県告示第六百二十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合執行委員長田端昭彦から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 事件 解雇撤回に関する件。

二 日時 昭和三十六年十一月三日午前八時以降本問題の完全解決に至るまでの期間。

三 場所 困伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部。

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規前をここに公布する。

昭和三十六年十月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のよう

00655 (第3種郵便物) 認

に改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十五條」に改める。

第二条の二を次のように改める。

(社会福祉業務従事職員の手当)

第二条の二 条例第七条第一項に定める事務所（以下「福祉事務所等」という。）又は職を二以上兼務する社会福祉業務従事職員の手当は、その者の給料月額に百分の五を乗じて得た額をこえて支給してはならない。

2 社会福祉業務従事職員で、勤務すべき日のうち、次の各号に定める日を合算した日数が当該月において勤務すべき日数の二分の一をこえる者については、当該月の手当は支給しないものとする。

一 職員でなかつた日

二 条例第七条第一項に定める職になかつた日

三 福祉事務所等を本務としている職員が、福祉事務所等以外の事務所（以下「他の事務所」という。）に兼務しているため、福祉事務所等に勤務しなかつた日

た日

四 他の事務所を本務としている職員が、福祉事務所等に兼務している場合において福祉事務所等に勤務しなかつた日

五 休職又は停職により職務に従事しなかつた日

六 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日

第九条の五を第九条の六とし、第九条の四を第九条の五とし、第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(発電業務従事職員の手当)

第九条の二 発電業務従事職員の手当は、職員が発電所において、発電所の業務に従事したときに支給する。

2 前項の規定の適用については、第二条の二の規定を準用する。

改正後の第九条の六の次に次の二条を加える。

(精神衛生鑑定医等の手当)

第九条の七 精神衛生鑑定医等の手当は、条例第二十三条第一項第一号及び第二号に定める業務に従事した時

00657

前項各号に定める日又は期間と引き続く場合を含む。」に改める。  
 様式第三を次のように改める。  
 様式第三

月分		所属		職名		氏名		備考	
日	曜	所屬長印	直接監督印	生活指導の内	容	定章者印	備	考	
1									
2									
3.0									
3.1									
計									
		勤務すべき日数	勤務した日数	日	額	円	支給額	円	

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廳にあつては廳長をいう。  
 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廳にあつては廳の課長又は係長をいう。  
 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は統書とすることができる。  
 様式第十五の次に次の様式を加える。

00656

間数が一日につき四時間未満のときは、条例第二十三条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。  
 (職業訓練事業従事職員の手当)  
 第九条の八、職業訓練事業従事職員の手当は、職業指導員が行なう所定の訓練期間(訓練期間の中途において職業指導員となつた者については、職業指導員となつた日から訓練期間の終了時までをいう。以下同じ。)中におけるその担当する実技の訓練予定時間数が、所定の訓練期間中にその者が担当する学科及び実技の訓練予定時間数の二分の一に満たない場合には支給しない。  
 2 月の一日から末日までの間において勤務することとなつている日のうち、次の各号の一に該当する日が引き続き十六日以上ある場合にはその月における手当は支給しない。  
 一 公務により旅行を命ぜられた日(応用実技の巡回、校外における学科又は実技の訓練のため生徒を引率する場合を除く。)  
 二 前号以外の日で正常な時間割に基づく授業を行な

わない日  
 三 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号(以下「職務専念の特例条例」という。))第二条及び職務専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第二条及び第三条(同条第十号中公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)に該当し勤務しなかつた日  
 四 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日  
 五 休職(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)  
 又は停職を命ぜられた期間中の日  
 六 職業指導員でなかつた日  
 第十条中「(別記様式第一から様式第十五まで)」を「別記様式第一から様式第十六まで)」に改める。  
 第十一条第三項中「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)」を「職務専念の特例条例」に、「(前項各号に定める期間と引き続く場合を含む。)」を「(第二条の二第二項各号及び

